

# 「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」の進捗状況

平成 20 年 7 月 1 日  
I T 安 心 会 議

IT 安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）においては、2010 年までにインターネット上の違法・有害情報に起因する被害児童等を大幅に縮小することを目指し、平成 19 年 10 月 15 日に「インターネット上における違法・有害情報に関する集中対策」を取りまとめたところであり、これまでの対策の進捗及び今後の対策について、以下のとおり取りまとめた。

今後とも、国民が安心してインターネットを活用できるよう、民間事業者等による自主的な取組みと効果的に連携しつつ、インターネット上の違法・有害情報に対するさらなる対策に継続的に取り組んでいく。

## ＜各施策の進捗及び今後の対策＞

### 1 法令改正に向けた検討

#### (1) 出会い系サイトに関する規制の見直し等（警察庁）

- ① 警察庁において、出会い系サイトの利用に起因する児童被害を防止するため、届出制の導入等出会い系サイト事業者に対する規制の強化等を内容とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 169 回国会に提出し、平成 20 年 5 月に可決・成立し、6 月 6 日に公布された。
- 今後、改正出会い系サイト規制法の着実な実施を図るとともに、出会い系サイト事業者による年齢確認方法についても平成 20 年中に所要の改善措置を講じる。

#### (2) 迷惑メールに関する法令の見直し等（総務省及び経済産業省）

- ① 総務省において、オプトイン方式による規制の導入、法の実効性の強化、国際連携の強化を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 169 回通常国会に提出し、平成 20 年 5 月に可決・成立し、6 月 6 日に公布された。
- 今後、改正特定電子メール法に基づき、広告宣伝メールについてオプトイン方式による規制の円滑な導入、厳正な法執行、国際連携の強化等を進めていく。
- ② 経済産業省において、オプトアウト方式の見直しを含む、「特定商取引に関する

る法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出し、平成20年5月に可決・成立し、6月18日に公布された。

今後、改正特定商取引法（迷惑広告メール規制部分）の施行までに、政令・省令等の作成作業を行っていく。

## 2 インターネット上の違法・有害情報対策を構成する4方策の強化

### (1) プロバイダ等による自主規制の支援等

#### ア 中小のISP等における違法・有害情報の削除等に伴う対応の支援（総務省）

- ① 業界団体（社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟）において、平成20年2月より、主に中小のISPからの違法・有害情報への対応に関する相談を受け付ける「違法・有害情報事業者相談センター」が、設立・運営されている。また、平成19年11月には、違法・有害情報の削除等に関する各種ガイドラインの事業者向け説明会を全国4カ所で開催した。

今後、同センターや各種ガイドラインの周知活動に引き続き積極的に取り組む。

#### イ サイバーパトロールの民間委託（警察庁）

- ① 警察庁において、本年10月からサイバーパトロールの民間委託を実施する予定。

今後、サイバーパトロール業務の外部委託のさらなる充実を図る。

#### ウ その他

- ① 総務省及び経済産業省において、多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を引き続き推進し、サイト管理者等民間事業者による自主的な取組を支援するとともに、ISP等が違法・有害情報等をより一層、迅速かつ的確に効率的に検出し削除や通報に活用するために必要となる高度な技術等の実現にあたっての研究開発目標、推進方策、成果の活用方針等の具体的な検討を行う。

### (2) 情報モラル教育の充実

#### ア 情報モラル教育、メディアの安全・安心利用に関する取組みを含む有害情報対策強化（文部科学省及び関係府省）

- ① 文部科学省において、平成19年度中に、情報モラル教育の推進のために、情報モラル指導に関する教員向けWebサイトを作成、情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指導セミナー」を47都道府県において開催、ま

た情報モラル研修教材「5分で分かる情報モラル」を作成・配布した。

また、平成20年3月28日に、「情報モラルを身に付ける」ことが明記された小中学校の新学習指導要領を告示した。

今後、情報モラル指導に関する教員向け Web サイトの公表・普及、また平成20年度中に、子どもたちに情報モラルの大切さを理解させるフォーラムを開催するとともに、教員の効果的な指導を可能とするための指導の手引きなどについて検討するなど、違法・有害情報への対応などの情報モラル教育を一層推進する。

- ② 文部科学省は、平成20年6月に都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、平成18年5月に作成し、各教育委員会や学校に配布した「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」などを活用し、インターネット上の違法・有害情報などを非行防止教室のテーマの一つとして取り上げるよう促した。

今後も引き続き、文部科学省が主催する会議等の場において、違法・有害情報などに関するテーマを非行防止教室で積極的に取り上げ、その内容を充実させるよう促す。

- ③ 文部科学省において、青少年を取り巻く有害環境対策として、全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」の開催、全国の小学6年生に対する啓発資料の配布等を行った。

今後も引き続き、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」において、全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」の開催、全国の小学6年生に対する啓発資料の配布等を行うとともに、新たに啓発用映像資料の作成、携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究を行う。

- ④ 文部科学省は、総務省及び通信関係団体等と連携し、e-ネットキャラバンを平成18年度から全国規模で実施している。

平成19年11月には各都道府県教育委員会宛に文書を発出し、e-ネットキャラバンの開催への協力を促進した。

- ⑤ 文部科学省において、携帯電話やパソコンの使い方について盛り込んだ子育てのヒント集としての「家庭教育手帳」を作成し、乳幼児や小中学生の子どもを持つ全国の親に配布した。平成20年度版においては情報モラルについて家庭で定めるルール例や有害情報対策に関するデータを追加した。

今後も「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用促

進を図る。

- ⑥ 警察庁、総務省及び文部科学省は合同で、平成 20 年 3 月 21 日、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長及び都道府県警察の長等に対して、子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のため、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼を行った。
- ⑦ 全国の都道府県警察において、平成 20 年 2 月から 3 月に実施された「青少年を有害情報環境から守る国民運動」の期間中、2,851 回のサイバーセキュリティ・カレッジ等を実施した。
- ⑧ 総務省において、子どものインターネット、携帯電話等の ICT メディアの健全な利用を促進するため、これらの利用にあたって必要とされる総合的な ICT メディアリテラシーの育成に係る指導マニュアルや教材として平成 18 年度に開発した「ICT メディアリテラシー育成プログラム」について、平成 19 年度は開発したプログラムを公開し、普及を図るとともに検証を行った。  
今後、一層の普及と更なる充実を図る。
- ⑨ 経済産業省において、保護者を対象として、フィルタリングの普及にあたっての課題等を抽出するためのアンケートを実施し、保護者の理解の一層の促進が必要であることを分析した。  
また、青少年・保護者及び学校関係者を対象として、フィルタリングの重要性及びインターネットの適切な利用法についての説明会を平成 19 年度中に 93 回実施した。  
今後、文部科学省と経済産業省は密接に連携することにより、教育現場等において保護者や子どもを対象としたセミナーを全国で実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及び対処策に関する理解向上を図る。

## イ IT の安全・安心に係る啓発施策の拡充（総務省、文部科学省及び経済産業省）

- ① 「生活安心プロジェクト」の一環として開始した「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」において、サイバーセキュリティ・カレッジ、インターネット安全教室、e-ネットキャラバン、フィルタリング普及啓発セミナー等を国民レベルで取り組む啓発活動として位置づけ、国を挙げた啓発活動として実施した。  
今後、国民運動の速やかな浸透と拡大を図り、政府、学校関係者、保護者、関係団体等によるセミナー、講演会などの啓発活動及び表彰、情報モラル教育教材の活用促進等の取組を継続的に実施・支援し、意識の醸成を図る。
- ② 経済産業省において、警察庁及び都道府県警察の協力の下、NPO 日本ネット

ワークセキュリティ協会や NPO 等と連携して実施している「インターネット安全教室」を、平成 19 年度は 130 回開催し、約 6,800 人が参加した。

今後、警察庁及び文部科学省と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図るとともに、ポータルサイト等のメディアを活用し、安全・安心なネット利用に関する総合的な啓発を行うキャンペーンを展開する。

- ③ 総務省は、文部科学省及び通信関係団体等と連携し、e-ネットキャラバンを平成 18 年度から全国規模で実施しており、平成 19 年度は 1,089 件の講座を実施（前年度の 453 件）。また、平成 20 年度は、5 月末現在で 384 件の申し込みがあり、66 件実施している。

平成 20 年度も引き続き、子どものインターネットの安心・安全活用に向けた保護者や教職員等への啓発活動である e-ネットキャラバンを着実に実施する。

- ④ 文部科学省において、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」を開催し、「ネット上のいじめ」の防止に向けて有効な取組について検討を行い、平成 19 年 12 月に、特に保護者に対し、直ちに取り組むべき喫緊の課題を提案した。また平成 20 年 2 月には、啓発リーフレットを作成し、学校・PTA 組織等に配布した。さらに議論を重ね、平成 20 年 6 月に、検討してきた内容について『『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために－見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を－』を取りまとめた。

今後、「ネット上のいじめ」の対応マニュアルの例や事例集を作成し、とりまとめと併せて、教育委員会や学校等に配布予定。

### (3) 相談窓口等の充実

#### ア インターネット・ホットラインセンターに関する検討(警察庁及び関係府省)

- ① 警察庁において、インターネット・ホットラインセンターの体制を強化した。  
〔19 年度：10 名（常勤 6 名） 20 年度：15 名（常勤 11 名）〕  
インターネット・ホットラインセンターへの通報件数が予想を上回って増加し、処理に時間を要していることから、今後、体制のさらなる充実を図る。
- ② ホットライン運用ガイドライン検討協議会において、通報処理時の判断をより的確化、迅速化させることを目的として、「ホットライン運用ガイドライン」の違法情報、有害情報の部分について検討を行い、「ホットライン運用ガイドライン」を改訂し、平成 20 年 4 月 1 日より改訂後の「ホットライン運用ガイドライン」による運用を開始した。

#### イ いわゆる「闇サイト」への対応（警察庁及び関係府省）

- ① インターネット・ホットラインセンターの体制強化【再掲 2(3)ア①】
- ② サイバーパトロールの民間委託の充実【再掲 2(1)イ①】
- ③ コンテンツの検索・解析技術の開発【再掲 2(1)ウ①】

## ウ いわゆる「学校裏サイト」等への対応（関係府省）

- ① 文部科学省において、いわゆる「学校裏サイト」の実態把握を行うため、「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査」を行い、平成20年4月15日に報道発表を行った。また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成18年度分の調査より、「いじめの態様」に「パソコンや携帯電話で嫌なことをされる」という項目を追加して実態を把握した。  
「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査」においては、調査結果の周知を図るべく、各都道府県知事部局・各都道府県教育委員会へ送付し、文部科学省のHPでも公開した。  
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、引き続き調査を実施し、実態把握に努める。
- ② 法務省において、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、誹謗中傷等の被害者である子ども等が相談しやすい体制を整え、「子どもの人権専門委員」を中心とする人権擁護委員や法務局職員が対応している。平成18年4月から「子どもの人権110番」の電話番号を全国共通化し、平成19年2月からフリーダイヤル化することにより、子どもが安心して相談できる環境の充実を図った。さらに、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施し、相談時間を延長するなどして積極的に子どもからの相談に応じた。  
また、平成18年から、全国の小中学校の児童・生徒を対象に、相談専用の便せん付き返信用封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、平成19年2月からは、法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能な「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」を開設し、インターネット上で24時間365日相談登録を受け付ける体制を整備することにより、相談体制の強化を図った。  
これらの相談を通じて、名誉毀損、プライバシー侵害に関する事案につき、被害申告がされた場合には、法務省の人権擁護機関による削除要請について明文で規定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用して、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるなど、適切な対応に努めている。
- ③ コンテンツの検索・解析技術の開発【再掲 2(1)ウ①】

#### (4) フィルタリング導入の促進

##### ア 携帯電話等におけるフィルタリング導入促進等の支援（総務省、内閣府、警察庁、文部科学省及び経済産業省）

- ① 都道府県知事、都道府県教育委員会教育長及び都道府県警察の長等に対する3省庁合同要請の実施【再掲 2(2)ア⑥】
- ② 総務省において、平成19年12月、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認をすることなど、更なる導入促進に向けた取組強化を携帯電話事業者等に対し総務大臣より要請した。  
さらに、平成20年4月、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」中間取りまとめを踏まえ、総務大臣よりフィルタリングサービスの改善等に取り組むよう携帯電話事業者等に対し要請した。  
今後、総務大臣要請及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく取組が確実に行われるよう、関係事業者等の取組を促していく。
- ③ 内閣府において、平成19年12月、「有害情報から子どもを守るための検討会」で、フィルタリングによる予防・抑止対策等を始め、有害情報から子どもを守るため政府が一体となって取組を進めていく必要のある施策について、中間取りまとめを行った。  
これを踏まえ、毎年7月に実施している「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」では、本年度、特に「インターネット上の違法・有害情報への適切な対応」を重点課題とし、具体的な取組として、「青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングの導入促進」を盛り込み、広報啓発等の取組を推進することとしている。
- ④ 警察庁において、保護者向けのフィルタリング普及促進リーフレットを作成するとともに、講演を行う職員等向けにフィルタリング普及啓発教養用DVDを制作した。
- ⑤ 警察庁は、平成20年5月に可決・成立した「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」において、プロバイダ及び保護者に対して、出会い系サイトへのアクセスを制限するフィルタリングの提供又は利用に関する努力義務を明記した。
- ⑥ 違法・有害情報に対する国民の意識の醸成【再掲 2(2)イ①】

- ⑦ 青少年を取り巻く有害環境対策の推進【再掲 2(2)ア③】
- ⑧ e-ネットキャラバンの実施【再掲 2(2)イ③】
- ⑨ サイバーセキュリティ・カレッジ等の実施【再掲 2(2)ア⑦】
- ⑩ ICTメディアリテラシー育成プログラムの普及【再掲 2(2)ア⑧】
- ⑪ 総務省及び経済産業省において、フィルタリングの認知率を高めることを目標として業界団体が策定した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」等に基づき、関係事業者等と連携し、フィルタリングの普及啓発活動等を引き続き推進する。
- ⑫ 経済産業省において、社団法人電子情報技術産業協会に要請し、9社が一般向けパソコンの販売時点でのフィルタリングソフトの搭載を開始した。  
今後、パソコンの販売時点でのフィルタリングの搭載状況のフォローアップ等、関係事業者の取組を注視するとともに、ゲーム機等その他のインターネット接続機器の利用状況を調査し、必要に応じてフィルタリングの普及啓発活動のあり方について検討する。
- ⑬ インターネットの適切な利用法についての理解向上【再掲 2(2)ア⑨】
- ⑭ 経済産業省の委託事業により開発された簡易版フィルタリングソフトの無償提供を一層推進。平成20年2月までののべダウンロード実績約34,000件。  
今後、フィルタリングの無償提供を中心とする違法・有害情報対策に関する情報提供サイトの構築・充実を推進する。
- ⑮ 経済産業省が中心となって、平成20年5月末より、店頭でのパンフレット配布等を内容とするフィルタリング普及啓発キャンペーンを実施。開始イベントの際には、経済産業省幹部及び関係者が秋葉原の量販店店頭においてパンフレットを配布し、一般に対しフィルタリングの重要性をアピール。  
今後、携帯電話やパソコン等のインターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、主に保護者を対象として、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施する。
- ⑯ 総務省及び経済産業省において、インターネット上のコンテンツを選択するための分類・格付け基準について、参加型サイトの急速な普及などインターネットサイトの多様化等を踏まえた見直し及び必要な改善、新規策定に向けた民間に

おける検討を支援している。

今後、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、第三者機関の審査を経て、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組みを促進する。